

「報酬や人材確保等」部会作業チーム報告書の概要

一 国家公務員の「福祉職棒給表」を新法で規定

人材確保のため従事者が未来を感じられる待遇が必要

「10カ年福祉計画」で毎年給与上昇率を提示し、OECD平均レベルの障害者予算を組み立てながら給与水準を改善し、労働者の福祉産業離れを食い止める。

二 複雑な「加算」は基本報酬に組み入れ、加算抜きで事業維持可能な報酬水準とする

三 「月払い・日払い」を発展解消する利用者の選択権と事業の安定を目指す新報酬体系

・在宅：日払い

・入所・通所

「利用者個別給付報酬」（利用者への個別支援に関する費用）と
「事業運営報酬」（人件費・固定経費・一般管理費）に大別。

概ね、前者が2割、後者が8割程度。

前者を原則日払いとする。但し、利用率80%を上回れば全額支払い、
それ以下の場合は、利用実績に応じた日割り計算で事業所に支払われる。
後者を原則月払いとする。すなわち、施設利用定員による月額を定額で

支払う。

四 人材確保策

「福祉職棒給」「労働環境整備」「人材の相互異動・流动体制」「資格取得のカリキュラム等のOJTを重視する抜本改正」「人材登用の間口を広げる」「中間管理職にゆとりを与える」「福祉労働者手帳」制度。

五 当事者の立場に立つ地域移行を実現するため「相談支援専門員」制度を創設する

前提条件は次のもの

① 受験のバリアフリー徹底。 ②既存のピアカウセラーの資格取得ルートの

確保

③ 福祉専門職の現場研修をなど内容の見直し。④資格の独立性保障。
⑤既存の福祉専門職資格の発展的統合の方向。⑥当事者中心の資格検討委員会で検証の上、国家資格化の是非を検討する。→この資格者が

当事者の立場に立って、支給決定における一定の裁量権限を有するように
なる方向を目指す。

六 事務量増大の解消策

利用者負担制度の見直し＝利用者負担作業チーム担当

事業規模に応じた事務職員の配置と報酬付与

報酬請求事務職を報酬付きで配置

七 地域移行実現のための10か年計画が必要

当事者主体に立った現場研修の徹底、「地域生活移行支援センター」を作る。

八 直ちに実施すべき事項（短期的課題）

1 常勤換算方式の廃止

併給を認めるシステム

入所、通所、在宅など体系ごとの併給の禁止を廃止する。

3 知的、精神の方へのパーソナルな支援

4 体験的自立生活体験室と介助支援

以上